八千代台東町会規約

第１章　　総　　則

第１条(名称・主たる事務所)

この会は、八千代台東町会と称し、主たる事務所を八千代市八千代台東三丁目 22 番 19 号に置く。

第２条(区域)

この会の区域は､八千代市八千代台東一丁目１番から東六丁目 26 番までとする。ただし、東一丁目 15 番と東二丁目 1、2、3、4、6 番は除く。

第３条(目的・活動)

この会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

一　区域内の住民相互の連絡
二　区域内の住民相互の親睦を図るための行事の開催
三　生活環境の整備を図るための施策
四　会員の福祉増進を図るための施策
五　保有資産の維持管理、運用
六　関係諸団体との提携、協調
七　行政機関の施策について提言書、要望書等の提出
八　市当局その他団体への陳情、協力要請
九　その他この会の目的達成に必要な事項

第２章　　会　　員

第４条(会員の資格)

この会は、第２条に定める区域に住所を有する個人で、この会の目的に賛同する者をもって会員とする。

第５条(会員の権利義務)

１　会員は、次に掲げる権利を有する。
一　会員は、基本的に平等である。
二　この会の運営に関して、自由に意見を述べることができる。
三　この会の役員等を選ぶことができる。
四　この会が開催する行事に参加することができる。
五　会長あてに書面で申請して、この会の会計帳簿、その他の書類(会員名簿は除く)を閲覧することができる。

２　会員は、次に掲げる義務を負う。
一　この会の規約及び総会の決議を遵守しなければならない。
二　世帯を代表する会員は､第 32 条第１項に定める会費を納めなければならない。

第６条(会員の入会・退会)

１　第２条に定める区域に住所を有する個人で、この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　この会は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なく入会を拒んではならない。
３　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
一　第２条に定める区域に住所を有しなくなった場合
二　本人から退会届が会長に提出された場合
三　本人が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき

第７条(賛助会員)
１　資格
第２条に定める区域に、事業所、店舗、共同住宅、駐車場を有する団体等で、この会の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。
２　会費
賛助会員の会費は、役員会において定めるものとする。
３　入会
賛助会員の入会に関しては、前条第１項の規定を準用する。
４　退会
賛助会員の退会に関しては、前条第3項第2号の規定を準用する。

第３章　　役　　員

第８条(役員の種別)
この会に、次の役員を置く。

一	会　長	１人
二	副会長	１人または２人
三	専門部部長	各部に１人
四	専門部副部長	各部に若干名
五	区　長	各地区に１人
六	副区長	各地区に１人
七	監　事	3人

第９条(役員の職務)
１　会長の職務
会長は、この会を代表し、会務を総括する。
２　副会長の職務
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　専門部部長の職務
専門部部長は、各専門部を代表し、その業務を執行する。
４　専門部副部長の職務
専門部副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
５　区長の職務
区長は、地区を代表し、地区の業務を総括するとともに、会と会員の連絡調整にあたる。
６　副区長の職務
副区長は区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職

務を代行する。
7　監事の職務
一　この会の財務、会計及び財産の状況を毎年2回以上監査すること。
二　会長の会務の執行の状況を監査すること。
三　財産の状況又は会務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事実があると認めたときは、総会に報告すること。
四　前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集をすること。

第10条(役員の選任方法)
1　会長、副会長及び監事の選任方法
一　会長、副会長及び監事については、立候補制とし、会員の中から会員による選挙によって選任する。この場合の選挙は、別に定める規程により選挙管理委員会において管理し、執行する。
二　立候補者がいない場合又は定数に達しない場合には、会長が役員会の承認を得て設置した選考委員会において、会員の中から選出し、選任する。この場合には、その結果について、総会の承認を得なければならない。
三　立候補者の有無並びに選考委員会の選任の結果が判明したときは、会長は、直ちに会員に対し、これを告示しなければならない。
2　専門部部長、副部長の選任方法
地区ごとに、その会員の中から、適宜の方法により、専門部部長、副部長の候補者を選出する。地区ごとに選出すべき候補者の員数は、役員会において定めるものとする。
会長は、その候補者の中から、専門部ごとに、部長、副部長を任命する。
3　区長、副区長の選任方法
区長、副区長は、地区ごとに、適宜の方法により、地区に所属する会員がその会員の中から選任する。
4　補選の方法
役員に欠員が生じたときの補選は、第1項から第3項までの方法によって行う。
5　兼職の禁止
会長、副会長及びその他の役員は、監事を兼任することができない。
6　就任を辞退できる場合
80歳を超えるなど高齢の会員は、事情によって、役員の就任を辞退することができるものとする。

第11条(役員の任期)
1　会長、副会長及び監事の任期
会長、副会長及び監事の任期は、就任後2回目の定期総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　専門部部長、副部長、区長及び副区長の任期
専門部部長、副部長、区長及び副区長の任期は、就任後1回目の定期総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠によって選任された役員の任期
補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5　協力委員
役員の職にあった者に対して、役員会から要請があったときは、「協力委員」として、当該年度の役員の業務を補佐し、支援することができるものとする。

第４章　総　会

第 12 条(総会の種別・構成・権能)

１　総会の種別

この会の総会は、定期総会及び臨時総会の二種とする。

２　総会の構成

総会は、会員をもって構成する。

３　総会の権能

総会は、この会の最高の議決機関であって、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を決定する。

第 13 条(総会の開催)

１　定期総会は、年１回とし、毎年４月に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一　会長が必要と認めたとき

二　総会員の 20 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

三　第９条第 7 項第４号の規定により、監事が必要と認めたとき

第 14 条(総会の招集)

１　総会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の場合は監事が招集する。

２　会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するには、総会の日の 10 日前までに、会員に対して、書面をもって通知しなければならない。ただし、急を要するときには、総会の日の 5 日前までに通知すれば足りる。

４　前条の招集通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　開催日時、場所

二　会議の目的たる事項及びその内容

三　総会に出席できない会員は書面により議決権を行使できる旨

四　その他必要な事項

５　第 3 項の招集通知書には、前項第 3 号に関する書面(書面による表決に使用する用紙)を添付しなければならない。

６　１世帯に会員が 2 人以上いるときは、総会の招集通知書(関係資料を含む)は１世帯につき１通を送付すれば足りるものとする。ただし、この場合においては、前項に掲げる書面は、会員の員数分を添付しなければならない。

第 15 条(総会の議長・定足数・決議)

１　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

２　総会は、総会員の 2 分の 1 以上(表決の書面を含む)の出席がなければ、開会することができない。

３　総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、出席した会員(書面による表決を含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 16 条(会員の表決権)

１　会員(役員を含む)は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　１世帯に会員が 2 人以上いるときは、代表する会員が１人だけ総会に出席するこ

とができるものとする。
3　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決をすることができる。
4　書面で表決する会員は、総会に出席したものとみなす。
5　会員は、代理人(法定代理人を除く)によって表決をすることができない。

第 17 条(総会の議事録)
1　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
一　日時及び場所
二　会員の現在数及び出席者数(書面表決者を含む)
三　開催目的、審議事項及び議決事項
四　議事の経過の概要及びその結果
五　議長、議事録作成者及び議事録署名人の選任に関する事項
2　総会の議事録は、閉会後すみやかに作成し、議長、議事録作成者のほか、その総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。
3　会長は、閉会後すみやかに、書面をもって総会の議事録を会員に公開する措置をとらなければならない。

第５章　　役　員　会

第 18 条(役員会の構成・権能)
1　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
2　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
一　総会に付議すべき事項
二　総会の決議した事項の執行に関する事項
三　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 19 条(役員会の招集)
1　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2　会長は、監事を除く役員の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に役員会を招集しなければならない。
3　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 20 条(役員会の議長・決議・議事録)
1　役員会の議長は、その役員会において、出席した役員の中から選出する。
2　役員会の決議は、決議に加わることができる役員(監事を除く)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
3　前項の決議について特別の利害関係を有する役員は、決議に加わることができない。
4　役員会の議事録の作成については、別に定める。

第６章　運営委員会

第 21 条(運営委員会)

１　この会に、会長、副会長、専門部部長及び専門部副部長を構成員とする運営委員会を置く。

２　運営委員会は、この会の運営、活動など会務の全般にわたり、随時検討を行い、必要な企画立案を行って、その内容を役員会に提議することを職責とする。

３　運営委員会の運営方法は、会長の定めるところによる。

第７章　専門部・専門委員会

第 22 条(専門部の種別)

この会に、次の専門部を置く。

一　総務広報部
二　財務部
三　生活環境部
四　福祉厚生部
五　文化部
六　防災部
七　防犯部
八　青少年部

第 23 条(専門部の会務分掌)

専門部は、次のように会務を分掌する。

一　総務広報部
- この会の運営に関する事項
- 情報の収集、伝達など広報一般に関する事項
- 財産の管理運用に関する事項
- 他の専門部の分掌に属しない事項

二　財務部
- 会費の収支、予算案の編成など、財政及び経理に関する事項

三　生活環境部
- 区域内の生活環境の整備に関する事項
- 区域内の保健衛生に関する事項

四　福祉厚生部
- 区域内の福祉厚生に関する事項

五　文化部
- 区域内の文化の振興及び親睦行事に関する事項

六　防災部
- 区域内の防災に関する事項
- 自主防災組織の支援に関する事項

七　防犯部
- 区域内の防犯灯の維持管理連絡業務
- 防犯パトロールとの連携

八　青少年部
- 青少年の健全育成に関する事項

第 24 条(専門委員会)

1　専門委員会の設置

　専門部が抱える課題に対応するため、その専門部は、会長の承認を得て専門委員会を設置することができる。複数の専門部が関係する課題を検討する場合においても、同様とする。

2　専門委員会の構成

　専門委員会は、当該専門部部長、副部長、関連する地区の区長、副区長、協力委員及び専門知識を有する者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、検討課題に特別の利害関係を有する会員を、専門委員として参加させることができる。

3　専門委員会の権限

　専門委員会は、検討課題に対する対応策を決定する権限を有するものとする。

4　役員会への報告

　専門委員会を設置したときは、当該専門部の部長は、その概要を役員会に報告しなければならない。課題が解決したときも、同様とする。

第８章　　地　　区

第 25 条(地区)

1　この会に、別に定める地区を置く。

2　地区の編成は、丁目ごとに、地勢、歴史的条件、会員の居住状況を勘案して、役員会において定める。

3　地区は、必要に応じて、班を設けることができる。

4　地区は、必要に応じて、地区会を開くことができる。

第９章　　臨時委員会

第 26 条(臨時委員会の設置・性格)

1　会長は、必要があると認めたときは、役員会の承認を得て、臨時委員会を設置することができる。

2　臨時委員会は、特定の重要な課題について、その実現ないし解決の方策を研究討議して、会長に意見具申を行うことを職責とする諮問機関であって、決定権は有しないものとする。

第 27 条(臨時委員会の委員)

1　臨時委員会の委員は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

2　臨時委員会の委員は、会長から提示された課題について研究討議を行い、その結果を書面で会長に報告(答申)しなければならない。

3　臨時委員会の委員の任期は、前項の報告を終えた時に終了する。

第 10 章　　事　務　局

第 28 条(事務局)

　この会に、事務局を置く。

第 29 条（職員の職務等）
１　事務局に、事務長及び事務職員（以下「職員」という）を置く。
２　職員の採用は、会長が行う。
３　職員は、会長の命により、この会の事務全般を処理する。
４　職員は、この会の規約、総会の決議、役員会の決定、内部諸規程を遵守し、職務に専念しなければならない。

第 30 条（職員の処遇）
職員は有給とし、その処遇は内部規程による。

第 11 章　資産及び会計

第 31 条（資産の構成・経費の支弁）
１　この会の資産は、別に定める財産目録記載のものをもって構成する。
２　この会の経費は、会長の承認のもとに執行し、次に掲げる収入をもって支弁する。
一　会費
二　活動に伴う収入
三　資産から生じる果実
四　八千代市並びに公共団体等からの助成金
五　寄付金
六　その他の収入
３　寄付金は、役員会の承認を得なければ受け入れることができない。

第 32 条（会員の会費）
１　会員の会費は、1 世帯につき月額 300 円とする。
２　この会に納入された会費は、誤納の場合を除き、返還しないものとする。ただし、会費を半年分又は１年分前納した会員が、年度の途中に退会した場合は、この限りではない。

第 33 条（資産の管理）
この会の資産及び収支は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

第 34 条（事業計画・予算）
１　この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
第 35 条（事業報告・決算）
この会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後１か月以内に総会の承認を受けなければならない。
第 36 条（会計年度）
この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月 31 日に終わる。

第 37 条（旅費）

この会は、役員、会員及び職員が会務で出張したときは、内部規程の定めるところにより、旅費を支給する。

第 12 章　　規約の変更及び解散

第 38 条(規約の変更)

１　この規約は、総会において、出席した会員の４分の３以上の賛成を得て、かつ、八千代市長の認可を受けなければ変更することができない。

２　第 16 条第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 39 条(解散の事由)

１　この会は、次に掲げる事由によって解散する。

一　総会の決議

二　破産手続開始の決定

三　認可の取消し

四　会員が欠けたとき

２　前項第１号の決議は、総会員の４分の３以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

第 40 条(残余財産の処分)

１　この会の解散時に有する残余財産は、総会の決議を経て、かつ、八千代市長の認可を受けて、この会と類似の目的を有する団体に寄付することができる。

２　前項の決議は、総会員の４分の３以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 13 章　　雑　　則

第 41 条(備付け帳簿及び書類)

１　この会は、規約、内部諸規程、会員名簿、会員世帯代表者名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、証票、財産目録等資産の状況を示す書類、予算決算に関する書類、その他必要な帳簿及び書類をその主たる事務所に備えておかなければならない。

２　会員名簿は、この会の会員であっても、これを閲覧することができないものとする。

第 42 条(内部諸規程の制定・変更・廃止)

１　会長は、必要に応じて、内部規程を定め、これを変更し、又は廃止することができる。

２　内部規程を定め、これを変更し、又廃止するときは、役員会の承認を得なければならない。

第 43 条(功労者の表彰)

この会に功労のあった役員又は会員に対して、この会は、役員会の議決を得て、感謝状及び記念品を贈ることができる。

第 44 条(香華料)

会員が死亡したときは、この会は、次の香華料を贈る。

・世帯主であるとき　　　5,000 円

・世帯主でないとき　　　3,000 円

第 45 条(災害見舞金)

会員が災害にあったときは、この会は、役員会の議決を得て、1 世帯につき 5,000 円を限度として見舞金を贈ることができる。

第 46 条（出産祝金）

東町会員の新生児一子につき出産祝い金として 5,000 円を贈る。但し、「出産届」を出産 1 ヶ月以内に町会事務局に提出した方に限る。

第 47 条(規約に定めない事項)

この規約に定めない事項は、地方自治法その他の法令の定めるところによる。

付　則　・　経過措置

1　（変更後の規約の施行日）

この規約は、この会が認可地縁団体として八千代市長から認可を受けた日から施行する。（注　上記認可を受けた日は平成 21 年 12 月 22 日である）

2　（初年度の役員・任期）

この会の認可地縁団体としての初年度の監事を除く役員は、変更前の規約に基づき選出され、総会で報告された者が、また初年度の監事は、変更前の規約に基づき選出され、総会で報告された会計監査が、就任後最初の定期総会終了時までその任にあたる。

3　（初年度の事業計画・予算）

この会の認可地縁団体としての初年度の事業計画及び予算は、変更前の規約に基づいて開催された定期総会において承認を得て定めたものとする。

4　（初年度の会計年度）

この会の認可地縁団体としての初年度の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、地縁団体の認可を受けた年度の 3 月 31 日までとする。

参考事項

一般に、認可地縁団体の規約変更に関する総会の決議において施行日を定めていないときは、市町村長の認可を受けた日をもって施行日として取り扱うこととなります（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項)。

平成 27 年度定期総会における規約変更の決議においては、施行日の定めをしていなかったので、八千代市長の認可を受けた日をもって施行日として取り扱うこととなります。したがって、その具体的な施行日は、第 22 条、第 23 条及び第 47 条関係は平成 27 年 6 月 17 日、第 46 条関係は同年 8 月 19 日となります。